

# 派遣関連情報

## 医療従事者の一般派遣が可能！

- ① 18年4月から医師の僻地派遣と産休・育休を取得した医師、看護師らへの代替派遣が解禁されました。これは僻地での医師不足の解消や、医療従事者の仕事と家庭の両立支援につなげたいとの思いからです。ただ医師の僻地派遣の条件として1人の医師が幅広い医療行為に対応できるようになるための「必要な研修」が義務付けられています。僻地派遣は医師に限られますが、産休・育休期間中の代替派遣は医師だけでなく、歯科医師、看護師、薬剤師ら医療業務全般従事者が対象になります。
- ② 公認会計士と弁理士の一部業務についての派遣が認められるようになりました。ただし、両士業とも専門に関する相談とコンサルティングだけで手続き等の業務は出来ません。
- ③ 「労働者派遣事業報告書」に関し、平成18年3月1日以降に事業年度が終了する事業所は“新様式の”報告書で提出することになりますのでご注意ください。

以上

平成18年5月現在  
経営・労務の情報発信基地  
樋口社会保険労務士事務所